

TPP つぼの壺

発行：全国農業協同組合中央会

～ カナダ の 状 況 に つ い て ～

1. 米国内で高まる「カナダ外し」の論調

米国による農産物市場開放への圧力は、日本のみならず、カナダに対しても向けられています。交渉戦術の一環との見方もありますが、米国では、カナダが高い水準の市場開放を目指す TPP 交渉に十分対応できないのであれば、カナダを外して合意すべき、との声が再び高まっています。

【ビルサック農務長官】（平成26年12月9日）

○「カナダは（TPP 交渉の合意水準を）高いところに上げるべきなのにしていない。このような対応が続けば、1カ国を除外した合意を確認することになる」と発言。

【ライアン下院歳入委員長（共）】（平成27年2月5日）

○「カナダは酪農、鶏肉そして鶏卵の品目について大きな制限をかけており、これらはなくさなければならない。交渉の水準が高すぎると思う国があるならば、それらの国々を除いて合意したい」と発言。

【全米生乳生産者連盟】（平成27年2月5日）

○ ライアン委員長の発言への支持を表明し、「カナダはチーズからバター、生乳に至るまで、あらゆる乳製品に対し、実質的な市場アクセスを供与すべき時」等とする声明を発表。

2. 農産物交渉におけるカナダの基本的方針—議会による決議の存在—

（1）重要農産物を保護する「供給管理制度」の運用

穀物や油糧種子、豚肉等に関しては世界有数の輸出国であるカナダですが、牛乳・乳製品、鶏肉、七面鳥、鶏卵、種卵の5品目に関しては、価格安定等を目的として、個別農家ごとの生産割当量の配分等、出荷を一元的に管理する「供給管理制度」という仕組みを運用しています。

供給管理制度は、①生産管理、②国境措置による輸入量の管理、③生産費に基づく価格決定の3本柱からなっており、これらが互いに組み合わさることで機能を果たしています。一方で、米国はこの制度を市場歪曲的であるとして、以前より問題視しています¹。

¹ 詳細は、「国際農業・食料レターNo.175『カナダ：TPP 交渉における供給管理5品目の位置付け』（全国農業協同組合中央会）をご参照ください（<http://www.zenchu-ja.or.jp/food/title/foodletter>）。

(2) 議会による「供給管理制度」の維持を求める決議

カナダが行う通商交渉での供給管理制度の取扱いについては、2005年11月に、日本の国会決議と同様の決議が連邦政府議会において与野党全会一致で採択されています。

<カナダ議会による決議（2005年11月）（一部抜粋）>

供給管理制度部門でいかなる枠外税率の削減も、かつ、いかなる関税割当枠の拡大もしてはならない…（略）…。

この決議に基づき、カナダはこれまでのすべての通商交渉において供給管理制度を堅持しており、その立場は今も変わってはいません。わが国も、衆参両院の農林水産委員会で「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物等の農林水産物の重要品目」が「除外又は再協議の対象となること」と決議している（2013年4月）ことから、両国は極めて類似した状況にあると言えます。

3. 日米協議およびTPAの動向を見極めるカナダ

現在、カナダはTPP交渉について、米国のTPA法案の行方とともに日米二国間の農産物協議の結果等を見極めたいと、米国との交渉を本格化させたいとの立場を取っていると見られています。また、米国に対しては、政府調達において州政府以下の調達市場の開放等を要求していますが、その見通しは立っていないとも言われています。

カナダでは、総選挙が10月に予定されていますが、5月または6月に早まる可能性も取り沙汰されており、今後のカナダの動向が注目されます。

<日米協議およびTPAの動向を見極めるカナダ>

